

第 4 1 号議案

市町立学校県費負担教職員定数条例の一部改正について

別紙のとおり、市町立学校県費負担教職員定数条例（昭和 3 1 年福井県条例第 4 3 号）の一部を改正する。

平成 2 5 年 2 月 2 5 日提出

教育長 林 雅 則

提 案 理 由

児童および生徒数の変動等に伴い、市町立学校県費負担教職員の定数を改定したいので、この案を提出する。

市町立学校県費負担教職員定数条例の一部改正の概要

1 改正理由

児童および生徒数の変動等に伴う県費負担教職員の定数の改定

2 改正内容

職員の定数を改定する（第3条関係）

(人)

校種	職 種	改 正 定 数	現 行 定 数	増 減	備 考
小 学 校	校長・教諭等	2,863	2,897	△ 34	組合専従8人含む
	養護教諭等	203	203		
	栄養教諭等	53	55	△ 2	
	事務職員	200	200		
	合 計	3,319	3,355	△ 36	
中 学 校	校長・教諭等	1,730	1,742	△ 12	
	養護教諭等	70	71	△ 1	
	栄養教諭等	18	18		
	事務職員	73	76	△ 3	
	合 計	1,891	1,907	△ 16	
合 計	校長・教諭等	4,593	4,639	△ 46	
	養護教諭等	273	274	△ 1	
	栄養教諭等	71	73	△ 2	
	事務職員	273	276	△ 3	
	合 計	5,210	5,262	△ 52	

3 施行期日

平成25年4月1日から施行する。

市町立学校県費負担教職員定数条例の一部を改正する条例新旧対照表  
市町立学校県費負担教職員定数条例(昭和三十一年福井県条例第四十三号)

改正案

現行

(定数)

第三条 県費負担教職員の定数は、次に掲げるとおりとする。

一 小学校

イ 校長教諭等

二、八六三人

ロ 養護教諭等

二〇三人

ハ 栄養教諭等

五三人

ニ 事務職員

二〇〇人

二 中学校

イ 校長教諭等

一、七三〇人

ロ 養護教諭等

七〇人

ハ 栄養教諭等

一八人

ニ 事務職員

七三人

3 2  
(略)

附則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

(定数)

第三条 県費負担教職員の定数は、次に掲げるとおりとする。

一 小学校

イ 校長教諭等

二、八九七人

ロ 養護教諭等

二〇三人

ハ 栄養教諭等

五五人

ニ 事務職員

二〇〇人

二 中学校

イ 校長教諭等

一、七四三人

ロ 養護教諭等

七一人

ハ 栄養教諭等

一八人

ニ 事務職員

七六人

3 2  
(略)



